

高崎市監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、下記のとおり公表する。

令和6年6月28日

高崎市代表監査委員 小 泉 貴代子

記

- 1 措置通知があった年月日 令和6年5月29日
- 2 監査結果及び措置内容 別紙のとおり

令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置内容

項番及び区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	
第3章 監査結果について				
2 個別の事業について				
NO 1 高齢者あんしんセンター費業務支援等委託料				
意見 1	委託先選定方法の検討について	<p>随意契約は一般的に競争入札によらない特定の相手方を任意に選択する契約方式であり、福祉分野における委託契約は業態の特殊性から特定の事業者が継続して事業を行うことで、人的な信頼関係やネットワークが構築され円滑な業務運営に資する側面があることは十分理解できる。一方で、事務執行を効果的かつ効率的に実施できる新たな事業者の参入機会が犠牲となる可能性は否定できない。そのため、随意契約とした場合であっても、より専門的なスキルやノウハウを持った事業者に業務委託できる可能性があるプロポーザル方式の採用は有効であると考え。</p> <p>しかしながら、プロポーザル方式において入札不調となった場合には、従来どおりの「随意契約理由書」に基づいた契約の更新となる可能性も想定される。その場合においては、当該理由書の記載内容について定性的な理由にとどまらず、定量的な理由を記載し、客観的に継続するにふさわしい委託事業者であることを記録することが必要と考える。</p>	随意契約理由書について、定性的な理由にとどまらず、適正な記載内容へ改善していく。	43
意見 2	高齢者あんしんセンターにおける担当地域の区割り方法について	<p>対象高齢者が居住する小学校区という「地域」で高齢者あんしんセンターにおける福祉サービスが紐付けられていないだろうか。地理的に近接している方がサービスを提供しやすいことは理解できる。</p> <p>しかしながら、市として機能的な地域包括ケアシステムの構築の観点から、特定の高齢者あんしんセンターに業務負荷が集中しないよう柔軟なシステムが構築されることが必要と考える。</p>	高齢者数に応じた職員配置ができるよう委託料の加算を継続して行うとともに、市と高齢者あんしんセンターとの連携により業務負担軽減が図れるよう努めていく。	44
意見 3	高齢者あんしんセンターの事業評価について	<p>各高齢者あんしんセンターから市に情報が共有されないことで、包括的・継続的ケアマネジメント支援や事業間連携が効果的に機能していない可能性が各高齢者あんしんセンターの評価結果から読み取れる。</p> <p>『第8期計画』における高齢者あんしんセンターを充実させる主な取り組みとして「地域ケア会議の推進」が挙げられており、継続した事業評価による高齢者あんしんセンターの機能充実が必要と考える。</p>	継続して事業評価を行うとともに、評価結果を各あんしんセンターへフィードバックし機能充実に努めていく。	45
意見 4	高齢者あんしんセンターの課題と機能強化について	『第8期計画』における「資料編2 調査・分析」結果を有効活用し、高齢者が抱える複合的な問題に対処できる地域包括ケアシステムの構築が早期に実現されることが必要と考える。	調査・分析結果を高齢者あんしんセンターへ情報提供するとともに、包括的、継続的支援体制の構築に努めていく。	46

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
指摘 1	地域ケア会議の開催について	各高齢者あんしんセンターの事業評価を比較すると、地域ケア会議を適宜開催し、個別事例の検討や対応が進んでいるセンターもいくつか存在する。市はそのようなセンターからの情報を吸い上げ、取組が進んでいないセンターに情報提供し、改善を促すような仕組みを構築しなければならない。	高齢者あんしんセンター向けの研修で、取組が進んでいるセンターの事例を基にしたグループワークを行ったが、今後も積極的に情報提供し改善を促していく。	47
意見 5	「高崎市高齢者あんしんセンター情報サイト」の高度化について	地域包括ケアシステムの機能強化と併せ、「高崎市高齢者あんしんセンター情報サイト」が高度化されることが必要である。	市ホームページ内の当該情報サイトについては、効果的な周知や案内が図れるよう、掲載内容の充実を検討していく。	47
意見 6	地域包括ケアシステムの広報について	地域包括ケアシステムをより発展したものとするためには、各団体との連携強化も重要であるが、地域住民との連携した支援も必要不可欠である。その連携を強化するためには地域住民へのより具体的かつ丁寧な広報を行っていくことが必要と考える。	ホームページの充実や広報等を活用した情報発信に努めていく。	48
NO3 生活支援ハウス運営委託料				
意見 7	人員配置の要綱と実態の不一致について	高崎市の高崎市生活支援ハウス事業実施要綱には、常勤の生活援助員2人の職員配置をとるものと記載されているが、実際の職員配置では常勤1人となっている。生活支援センターの利用実態は、1日10人以下であると推測され、「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」における運営事業実施要綱では、利用人員10人以下であれば常勤1人となっていることから、利用者に対する常勤職員の配置人員は実質的に問題がないものと判断できる。 現状の人員配置について運営上は問題がないと思われるが、高崎市生活支援ハウス事業実施要綱に定めた体制と実態に不一致が生じているため、要綱の改定を行うなどの不一致の解消を行うことが必要と考える。	高崎市生活支援ハウス事業実施要綱の改正を行い、不一致の解消を図った。	53
NO5 倉渕デイサービスセンター空調設備更新工事				
指摘 2	選定方法の検討について	当該事業の空調設備更新工事の業者選定は随意契約によるものとなっている。当該随意契約の理由は、倉渕福祉センター建物全体の空調設備等の保守メンテナンス業者であり、当該施設の空調設備や構造を熟知していること、空調（暖房）の復旧は利用者のために早急に対応する必要があることとしている。これにつき、緊急性という観点では利用者の便益を優先させたことによる随意契約には一定の理解が得られるところである。 しかしながら、業者選定の際には他の業者の利用については検討されていない。今回の支出内容は、空調設備の更新工事であったこと、また業者の見積り取得から完成までにおよそ4か月の期間があり、他業者でも対応可能であった可能性もあり得たことから、別業者からの見積りを取得の上、工事業者の選定と工事金額を決定しなければならない。	同様の工事を実施する際は、複数の業者から見積を徴取したうえで、工事業者の選定及び工事金額を決定していく。	55

項番及び区分	指摘及び意見内容		措置内容	報告書 頁番号
NO6 軽費老人ホーム事務費補助金				
意見8	補助金の過大交付を防ぐ方法について	補助金申請書のうち、サービスの提供に要する費用実支出額（年額）（積立預金取崩収入額相当分を除く。）については予定額にて申請することになっていることから、最終的な実績額と比較した場合に差額が生じる可能性がある。仮に予定額と実績額に差額が生じている場合で、実績額の方が少額であれば、補助金交付額が不適切に過大となる可能性がある。そのため、補助金の申請者及び当該事業の事務担当者は補助金の交付額が過大となる可能性があることを意識しておく必要があり、事務手続きとして費用の実支出額について確認を行い、一連の資料と合わせて保管することが必要と考える。	事業実績報告書を精査する際に、確定の決算書を取得し、補助額への影響を確認していく。	59
NO12 在宅ねたきり高齢者等介護慰労報償金				
意見9	支給条件の簡素化について	本制度の利用を促進させるためには、課題である支給条件を簡素化することが望ましいと考える。現状、3区分設けている支給基準のうち、100,000円基準は過去4年間支給割合が1%を下回っている。支給実績を見れば実質2区分と言える状況であることから、まず100,000円基準を撤廃するなどの見直しが必要と考える。	支給要件の見直しについて検討していく。	71
NO13 はり・きゆう・マッサージ施術助成扶助費				
意見10	補助要件の年齢基準の見直しについて	はり・きゆうの施術費助成事業は平成3年度から、マッサージの助成事業は平成7年度から開始したものであり、要綱の見直しがなされずに今日まで行われている。また、他の自治体の事例を見ても、65歳以上の年齢基準を定めている自治体が多い。よって、他の事業との整合性を確保し、時代に合った年齢基準の更新が必要であると考えられる。	補助要件の年齢基準の見直しについては、他の事業との整合性と現在の申請状況も考慮し、研究していく。	73
意見11	事業の公平性について（交付率の向上）	申請書に記載された交付者の年齢を確認すると65歳以上の割合が多いため、意見10で示した年齢基準を改めることで交付率が向上すると考えられるが、いずれにしても交付者がごく一部の市民であることが分かる。公平なサービスの提供の観点から、本事業の必要性についてアンケート等により市民の要望を把握したり、交付率を向上させるための働きかけや事業の見直しを実施したりするなどの検討が必要と考える。	公平なサービス提供の観点から、更なる事業の周知方法について検討していく。	74
意見12	利用率の向上について	交付枚数のうち実利用枚数の割合（利用率）は、過去4年間7割を下回っている。コロナ禍の影響も考えられるが、利用率が今後も向上しない場合には、交付方法や交付枚数などを見直すなど、利用率を高めるような取り組みを行うことが必要と考える。	利用率を高めるための取り組みについて研究していく。	74
NO14 敬老事業補助金				
指摘3	敬老事業補助金算定根拠名簿の取り扱いについて	敬老事業の実施にあたり、実施団体が対象者を把握するために、高崎市より敬老事業補助金算定根拠名簿を配付しているが、名簿を回収していない状況である。名簿には、個人情報に記載されていることから、紛失などを防ぐためにも敬老事業終了後に名簿の回収を行わなければならない。	敬老事業終了後に名簿の回収を行っていく。	77

項番及び区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
意見13	<p>敬老事業補助金の交付にあたり、実施主体が町内会の場合でも、地区代表区長へ交付し、地区代表区長が各町内会へ振り分けを行っている地区がある。</p> <p>地区とは、中学校区を単位とした複数の町内会で構成されており、各町内会への補助金を地区代表区長に一括して交付することは、多額の現金を交付することとなり、敬老事業補助金が本来の用途に使用されない可能性がある。</p> <p>補助金の交付にあたっては、現金の集中交付を防ぐためにも、実施主体毎に交付を行う方法に変更する必要があると考える。</p>	実施主体毎に補助金を交付する方法に変更していく。	77
意見14	<p>敬老事業補助金は、敬老事業の充実を図り、地域と高齢者との交流を促すものである。平成26年の資料からも約4割は記念品配布のみとなっており、コロナ禍や敬老事業を運営する地域住民自体の高齢化もあり、ますます「記念品を配布する事業」の補助金になりつつあると考える。</p> <p>また、他の地方自治体の事例をみると、同様に本事業の改廃が議論されており、敬老会への出席率や出席人数に応じた支給方法を採用するケースや、記念品を指定し支給するケース、敬老祝金事業など他の事業と併合するケースなど様々な事例がある。</p> <p>地域で高齢者をお祝いすることや記念品を贈呈すること自体を否定するものではなく、今後も進行する高齢社会の中で、当該事業を継続するためにも事業の内容、支給対象年齢や支給金額を見直すなど、検討が必要と考える。</p>	敬老事業の事業内容等について、他の自治体の実施状況等を踏まえ研究していく。	77
N015 敬老祝金			
意見15	<p>敬老祝金事業の見直しについて（対象人数の推移から）</p> <p>過去5年間の対象人数と支給額の推移をみると、88歳、100歳、100歳以上のいずれも増加傾向であるが、特に毎年支給される100歳以上の人数が増えている。長寿の市民が増加している点は喜ばしいことであるが、同一の市民が毎年受給する点については公平性の見地より支給方法や支給金額等、検討が必要と考える。</p>	支給方法や支給金額等について、他の自治体の実施状況等を踏まえ研究していく。	82
意見16	<p>敬老祝金事業の見直しについて（他の自治体との比較から）</p> <p>先の資料のとおり、近年、支給対象年齢や祝金の額について高齢社会の進行や公平性の見地等より見直しをしている自治体が多い。また、祝金制度を廃止し、祝状や祝品、お祝い事業の実施など、長寿の祝福を工夫して行っている自治体も増えている。</p> <p>高崎市の場合、県内で最も人口が多く、かつ現在の基準では他の自治体に比べ支給対象人数及び支給総額が大きい。群馬県内の中で比較検証するのでは不十分であり、広い視野で全国的な議論、せめて近隣の県の事例を考慮しつつ、検証する必要があるだろう。</p> <p>また本事業の見直しは高崎市だけでなく、県内の各自治体にも影響を与えるものになると考える。例えば、仮に祝金事業を廃止する場合、その廃止により確保される予算をどう活用するか。そして、長寿を変わず祝福する方法として祝金ではなくどのような取り組みを行っていくか。同じように、高齢社会の進行で議論を続けている県内の各自治体にとって有用な先進事例になる可能性も考えられるためである。</p> <p>よって、高崎市の高齢者の推移などを考慮しつつ、県内だけでなく、近隣県の同規模の自治体における敬老祝金事業も併せて鑑みることで、支給対象年齢や祝金の額の検討、または廃止の是非など、事業の見直しを行っていくことが必要と考える。</p>	高齢者人口の増加や市の財政状況等を鑑みつつ、他の自治体の敬老祝金事業も参考としたうえで研究していく。	82

項番及び区分	指摘及び意見内容		措置内容	報告書 頁番号
N016 単位長寿会補助金				
意見17	単位長寿会の収支内訳書等の提出について	当該事業は会員数などの基準により支給される補助金のため、申請時において予算計画書等の提出は不要である。しかし、「高崎市長寿会補助要綱」に記載された支給基準及び支給金額が適正であるか否かを観測するためにも、実績報告の際には、収支内訳書等の書類を添付するよう要綱を改正することが必要と考える。	事務負担増加の影響を鑑みつつ、要綱の改正を検討していく。	84
N017 市長寿会連合会補助金				
指摘4	補助金の交付要綱について	<p>当該補助金は、市長寿会連合会が補助金交付の要望書を提出し、その内容を鑑みて予算の範囲内で支給する方法で行っている。根拠条文は、以下老人福祉法第13条第2項のみとなっており、高崎市が制定した補助金交付要綱等が存在しない。</p> <p>現在、要望書及び一般的に必要なとされる事業報告等は適正に作成、保存されているため、交付要綱が無いことによる実務上の問題は生じていないと考える。しかし、当該補助金の目的や補助金額の算定根拠、提出すべき書類、充当しきれない金額があった場合の返還の可否等、本来補助金を支給する場合に考慮すべき要綱が不明になっている状態は早急に改善されたい。</p> <p>他の補助金事業にはそれぞれ交付要綱が用意されていることも鑑み、制度を大きく変えるという趣旨ではなく、現状の交付内容を踏まえて交付要綱を整備しなければならない。</p>	現状の交付内容を踏まえた交付要綱を整備していく。	86
N018 シルバーホーム補助金				
意見18	補助金の名称について	従来の制度を踏襲しているため、補助金の名称が「シルバーホーム」となっているが、実態は高齢者のための施設というよりも、「公民館」の代替機能を果たしている。本来は、シルバーホームという名称自体が適さないため、名称変更が必要と考える。	名称変更については、活動状況を踏まえて検討していく。	89
意見19	その他の助成金の活用などについて	1地域のみに対し継続して補助金が支給され、かつ、積極的な周知もなく、他の地域が申請していない状況は公平性の見地等から好ましくない。高齢者の生きがいと健康づくり推進事業としては社会福祉協議会と市で支援している「ふれあい・いきいきサロン支援補助金」、空き家等の活用であれば「地域サロン改修助成金」や地域公民館、集会所などで適用できそうな空き家対策の助成制度の利用を促すなど実施し、当該事業の撤廃等を視野に見直しすることが必要と考える	利用状況等を分析しつつ、他の補助金の内容も研究したうえで事業の見直しを検討していく。	89
N019 高齢者社会参加促進補助金				
指摘5	対象事業以外への交付実績について	<p>交付申請書に添付された事業計画書及び実施報告書の中には要綱に規定された事業ではない用途に用いられ、支出されているケースがあった。具体的には、保育所、小学校、中学校などの新入生や卒園生への記念品を配布する事業に用いられているケースで、補助金も申請のとおり交付されていた。</p> <p>当該事業の申請者は各地区の民生委員児童委員協議会である。各々地域のために工夫を凝らして実施する点はとても良いことであるが、当該事業はあくまでも高齢者の社会参加促進事業であるため、要綱を守った事業計画及び実施、並びに補助金の交付を決定しなければならない。</p>	高齢者の社会参加に関する事業のみ該当であることを周知徹底していく。	91

項番及び区分	指摘及び意見内容		措置内容	報告書 頁番号
N020 ふれあい・いきいきサロン支援補助金				
意見20	実績報告の明確化について	ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者の交流の場の運営など、今後も重要な事業の1つになると考えられる。主に社会福祉協議会が助成し、高崎市が追加で補助を行っているが、現在の実績報告書では、収支額の記載が確認できるのみであり、各実施内容や金額が不明である。社会福祉協議会からの助成に追加する形で補助している金額が適正であるか否かを判断できるよう、より詳細な報告書の記載が必要と考える。	各サロン毎の実績を把握している社会福祉協議会を通じて、実施内容や金額を把握していく。	93
N021 高齢者ふれあいの家事業補助金				
意見21	今後の事業継続性について	本事業は実施報告から運営者及び利用者が充実した活動をしており、事業目的を達成するものとして今後も期待できる。しかし、公平性の見地等から、長らく1か所のみ支援されている実態は好ましくない。今後の事業の継続性について、他の類似する補助金制度への転換など含めた検討が必要と考える。	利用状況等を分析しつつ、他の補助金の内容も研究したうえで事業の見直しを検討していく。	95
N022 おとしよりぐるりんタクシー運行委託料				
指摘6	稟議書に記載されていないルートについて	ルート決定に際しての稟議書が作成されていないルートが存在している。また、稟議書が残されているものの、稟議書にはルート決定に関する具体的な選定理由が記載されていない。 おとしよりぐるりんタクシー利用者の大きなメリットの一つとしては、無料で利用できる点である。そのため当該制度を利用したいルート域外の市民からすればルートの選定は最大の関心事であり、当該事業としても最重要の決定事項である。そのため、稟議書の作成はルートの変更があった都度作成し、ルート選定に関する責任の所在を明確にすること、ルート選定のための適切な意思決定の判断材料を確認することが必要と考える。	新規ルートの創設やルートの見直しにあたっては、ルート選定理由等を記載した稟議書を作成していく。	99
意見22	保険加入状況の確認について	各タクシー会社でおとしよりぐるりんタクシーに使用している車両の保険加入状況が、業務仕様書の内容に合致していることを確認するための資料が確認できなかった。これは、業務仕様書で保険加入の内容について確認できる書類の提出までは定めていないことから、高崎市では受託者から保険に関する資料を徴収していない。 業務委託仕様書10(4)、(5)において、「事故発生時には、責任ある対応で被害・加害問わず解決すること」、「事故発生によるすべての費用は、受注者が負うこと」とあるため、事故による損害が委託者に及ぶ可能性がないとも言える。 しかし、事故を発生させた受託者が仮に適切な保険に加入しておらず、損賠賠償を行うに足る資力がなかった場合等の状況が発生した場合、委託者である高崎市の管理責任があるとして損賠賠償を求められるリスクがないとは言いきれない。今後は保険加入に関する資料を徴収し、保険の加入状況について確認することが必要と考える。	各タクシー事業者が加入している保険に関する資料を提出するよう、令和6年4月に依頼した。	101
意見23	ルート設定の決定要因について	おとしよりぐるりんタクシーのルート設定の重要な決定要因に高齢化率が着目されているが、利用者に対する高齢者の利用割合を確認すると、高齢化率が高いから利用割合が高くなるということではないことが確認できた。ルートごとに様々な要因があり、高齢者がおとしよりぐるりんタクシーを利用するケースもまた様々であると考えられるが、高齢者の利用割合が低いルートに関しては利用割合を高めるよう工夫検討が必要と考える。	利用状況を分析しつつ、高齢者の利用割合が高まる方法を研究していく。	106

項番及び区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	
N024 おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システム使用料				
意見24	委託先選定方法の検討について	おとしよりぐるりんタクシー位置情報の運用業者について、現状は当該事業が始まった際のシステム構築業者が行っていることから随意契約を行うことに合理性があることは確認した。 今後、当該事業が継続して行われ、大規模なシステムの改修や見直しが生じた場合においては、システムそのものを入れ替える方がより適切な場合もあるため、随意契約ではなく、改めて業者の選定をし直すことが必要と考える。	改めての業者選定については、システム改修に伴う影響等を鑑みつつ検討していく。	110
N025 買い物支援タクシー借上料				
意見25	高齢者向け買い物支援タクシーチケットについて	一部の町内会へのチケットの交付方法を変更したことに、その旨の記録が確認できなかった。今後は、要綱へ記載することや、各種の資料に記載を行うことが望まれる。 また、当該町内会へ実際にはタクシーチケットは26枚が交付されているが、実績報告書では30枚のタクシーチケットが交付されたとして報告が行われており、タクシーチケットの管理簿が作成されていないこともあり、資料の不整合が生じている。当該町内会においては適切な残数の管理を行うことが必要と考える。	タクシーチケットの交付方法を要綱等へ記載するとともに、タクシーチケットの管理簿を作成していない町内会には管理簿を作成し、残数の管理を行っていくよう指導していく。	113
意見26	未使用分のタクシーチケットについて	タクシーチケットについては、高崎市高齢者買い物支援タクシーチケット交付事業実績報告書にて、交付枚数と使用した枚数の差額として使用しなかった枚数が報告されている。使用しなかったタクシーチケットについては、返還は行われておらず、渡し切りとなっている。タクシーチケットは期限が年度内となっていることや、現状においてタクシーチケットが本来の目的とは異なる方法で利用されたこともないため、未使用のタクシーチケットの返還が行われないことに特段の問題は生じていない。しかしながら、タクシーチケットが本来の目的ではない方法で利用されないとは限らず、実際のそのような状況が生じた場合の責任の所在を明確にするためにも、未使用分のタクシーチケットに関しては返還等の手続きを行うことが必要と考える。	使用しなかったタクシーチケットについては、返還を求めている。	114
N026 倉渚地域高齢者買い物支援事業補助金				
意見27	同種事業内容の効率化について	倉渚地域は高齢者の移動を支援する事業が2つ存在しているが、事業の目的は大きな観点から同じであり、事業費支出の効率化を検討することが望まれる。 倉渚地域高齢者買い物支援事業補助金については、ボランティアの存在により事業支出が抑えられている部分があり、その存在は必要不可欠である。一方のおとしよりぐるりんタクシーは民間タクシー会社により運用されていることからその費用支出が多額となっている。 おとしよりぐるりんタクシーは、令和4年度から1ルートが追加され利用者数が増加しているが、費用効率は悪化している。 倉渚地域に関しては、おとしよりぐるりんタクシーの費用効率が悪い事業がある一方、倉渚地域高齢者買い物支援事業補助金のような費用効率の面で優れた似通った事業がある。今後は2つの事業を効果的効率的に運用し、費用効率を高める工夫と検討を行うことが必要と考える。	2つの事業の利用状況を分析しつつ、費用効率を高める方法について研究していく。	117

項番及び区分	指摘及び意見内容		措置内容	報告書 頁番号
N027 介護SOSサービス事業補助金				
意見28	夜間(深夜帯)のサービス提供について	訪問事業は、高崎市で集計している利用実績が昼間(午前8時から午後6時の10時間)か夜間(午後6時から翌午前8時の14時間)かの分類しかないが、その分類においても、夜間の利用人数の方が少なく、昼間が1,364時間、夜間が233時間なので、昼間の比率が85%以上である。 確かに当事業は24時間対応することを大きな特徴とするものであるが、上記表のとおり、介護SOS事業費において夜間の待機時間に係るコストが相応にかかっていることは事実であり、利用実績・様態を踏まえた対応が望まれる。また、現在は利用時間帯別の集計はしていないが、可能であれば、時間帯別集計をすることが必要と考える。	時間帯別集計を行い、利用実績や様態を踏まえた対応について検討していく。	120
意見29	宿泊事業の利用状況について	宿泊事業は、いつ利用者が来ても良いように、2事業者に対し固定的経費を支払う形となっている。しかしながら、令和4年度実績で合わせて64泊分しか利用しておらず、これは、2事業者合わせて1,077泊(712+365)のうち6%弱となる計算である。 令和4年度においてはまだコロナ禍が明けきっていない状況ではあったとはいえ、利用実績は低い状況である。宿泊事業の周知広報をすることに加え、利用実績に鑑み、補助金の支払形態を宿泊毎にするといったことや、確保する部屋を減らすといった対応を検討することが必要と考える。	周知広報により利用者の増加に努めるとともに、利用形態についても検討していく。	121
N028 老人福祉施設等施設整備補助金				
指摘7	高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金について	高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱によれば、補助金算出の基礎となる対象経費について消費税及び地方消費税は含まないものとするが、補助金額は税込金額を基に算出されており、誤った補助金額が交付されている。監査委員による財政援助団体等監査において指摘があり、既に返還済となっていたが、補助金額の算出にあたっては要綱に基づいて適切に算出すべきである。	事務処理確認のチェックシートを作成し、適正に処理を行う体制を整備した。	123
意見30	施設整備申請額内訳の記載について	高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金の補助金額算定資料である施設整備申請額内訳において不適切な記載が見受けられた。当該補助金額は補助金額の算出誤りが生じており、施設整備申請額内訳の入力内容について適切なチェックが行われることが必要と考える。	事務処理確認のチェックシートを作成し、適正に処理を行う体制を整備した。	124
N031 布団乾燥消毒サービス委託料				
意見31	今後の事業について	現在使用している特殊車両は平成14年に寄贈されたものであり、20年以上経過することとなる。現時点において大規模な故障等はないものの、経過年数を鑑みると車両設備更新となった場合相応の予算額となることが想定されるため、検討が必要と考える。	事業の実施に用いている特殊車両の老朽化が進んでいることから、事業の新たな実施方法について検討していく。	129
N033 高齢者等あんしん見守りシステム委託料				
意見32	あんしん見守りシステムの利用条件について	あんしん見守りシステムは、利用者に要介護度といった要件を課しておらず、高齢者の増加とともに利用者件数が増加する一方で、機器設置料金等は無償としていることから、事業額も年々増加している。利用者の満足度も高い事業ではあるが、このままの推移で行くと事業額は増加の一途をたどることが明らかである。そのため、たとえば初期導入時に一定の利用料を負担してもらうことや、1か月単位での貸し出し以外に買い取りしてもらうなどの検討をすることが必要と考える。	あんしん見守りシステムの利用条件については、多くの方に利用してもらいたいために、機器設置料金は無料になっている。利用者負担については研究していく。	135

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
意見33	あんしん見守りシステム受付・相談窓口業務の見積書について	あんしん見守りシステム受付・相談窓口業務は、独自性の高い業務で入札による契約にはなじまないと考えられるという理由で随意契約となっている。委託契約料は、見積書を徴求し、それに応じた額となっている。 確かに競争入札にはなじまないとは思われるものの、一方で、見積書記載の通信費とリース料が、それぞれ各月150,000円、400,000円となっており、それぞれ携帯電話が何台あって、PC、リース機、車両が何台あるかが不明である。随意契約であるのは致し方ないにせよ、随意契約だからこそより精度の高い見積書を提出させて内容を吟味することが必要と考える。	あんしん見守りシステムの受付・相談窓口業務については、精度の高い見積書の提出を求めていく。	135
N045 長寿センター運営事業（各所改修工事）				
意見34	空調の更新について	課題として、空調が適切に機能していない館があるが、夏場の高温により「室内熱中症」も増えていると言われており、室内でも、エアコンなどを適切に使わないと温度は上昇し、屋外よりも熱中症が起こりやすくなることから、空調設備の更新が必要と考える。	空調設備更新工事については、他の工事の緊急性や必要性を考慮しつつ早期着手に努めていく。	157
意見35	長寿センターの修繕及びバリアフリー化について	長寿センターは利用者が高齢者であることから、事故防止の観点から老朽化に伴う長寿センター内の劣化箇所等の修繕及び長寿センターのバリアフリー化が必要と考える。	修繕については、予算の範囲内で優先順位を決めて対応していく。バリアフリー化については、他の工事の緊急性や必要性を考慮しつつ検討していく。	157
3 権利擁護等への取り組みの充実について				
1 成年後見制度の利用促進				
1 普及啓発活動の実施				
意見36	受託者からの個別報償費の報告について	受託者からの報告を受ける際には、見積書との比較が可能となるよう個別に報償費の報告を受けることが必要と考える。	事業実績報告の際に、個別の費用項目の報告を求めていく。	161
2 相談支援体制の強化				
意見37	情報交換会の設置・連携について	専門職団体との情報交換会の設置・連携について、市が主体となって実施することが必要と考える。	専門職団体との情報交換会の設置・連携について、他の自治体の実施状況等を踏まえ研究していく。	163
意見38	総合相談業務報告シートの相談概要について	総合相談業務報告シートにおける各高齢者あんしんセンターからの報告について、具体的な相談概要を記載するような運用にすることが必要と考える。	高齢者あんしんセンターの業務負担も考慮し、引き続き総合相談受付票等を活用し、適切な相談対応に努めていく。	163

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
意見39	相談経路等の記載について	市民後見プラザぐんまからの報告において、相談経路・相談概要及び申立支援がなされなかった場合の理由を明記するよう求めることが必要と考える。	事業実績報告の際に、相談概要等の報告を求めていく。	163
3 市民後見人の活動支援				
指摘8	市民後見人の支援・監督業務の必要性・相当性について	市民後見人の後見活動に関する支援・監督業務は委託事業であるが、「高崎市市民後見人支援業務仕様書」に基づいた具体的な活動内容の報告がない。 市民後見人が選任される事案について、専門職が後見監督人として選任される運用に照らせば、そもそも、支援・監督業務として、委託契約の内容に含めるべきか否かの必要性が不明確である。また、見積書においては、月額54,000円とされているが、他の事業に含まれる内容であれば、当該金額の相当性も不明確である。 具体的な委託業務が委託料と見合ったものか否かについて、検討し、改善すべきである。	委託業務内容の検証を行えるよう、事業実績報告の際に具体的な活動内容、個別の費用項目の報告を求めていく。	166
指摘9	委託業務の必要性について	業務委託契約約款添付の仕様書において、予定していない後見マニュアルの作成は削除すべきである。 また、検討会議の開催も他の意見交換で代替しているのであれば、仕様書においても、委託する業務に合わせて記載を整理すべきである。	仕様書については、指摘された事項を削除するとともに委託業務内容に沿った記載内容へ修正していく。	166
意見40	随意契約について	本件業務委託を一括して随意契約をする点については、事業ごとに随意契約の理由として妥当か否か再検討するべきであり、他の事業者が対応することが可能なものについては、業務委託する契約の範囲を分けて、入札するなどして対応することが望ましい。	本委託業務は業務内容の関連性が深く、効果的、効率的な事業運営を図るため一括して委託しているが、委託方法の見直しの必要性について研究していく。	167
4 経済的困窮者に対する費用助成				
指摘10	要綱への助成限度額の設定について	助成限度額について、1か月に満たない場合の取り扱いや支給限度額の属性が月の途中で変更となる取扱いについて、要綱等で定めることにより、明確にすべきである。	高崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正を行い、端数期間、属性変更の取扱いを明確にした。	170

項番及び区分	指摘及び意見内容		措置内容	報告書 頁番号
2 消費者被害・特殊詐欺被害防止の推進				
1 普及啓発活動の実施				
意見41	総合相談業務報告 シートの運用等につ いて	現状の総合相談業務報告シートにおいて、具体的な相談の概要を記載するほか、「消費者相談」については、消費生活センターの窓口紹介に留まらず、実際に相談がなされるよう徹底し、相談の結果についても内容の概要を記載するなどして、二次被害等の防止につなげるような報告を求めることが必要と考える。 また、消費者被害については、当該被害解決で終了するものではないという特色を踏まえ、関係者の横断的な連携である消費者安全確保地域協議会の設置等も含めた検討をすることが必要と考える。	消費生活センター等の関係機関と連携し、消費者被害防止に努めていく。	172
3 高齢者虐待防止への取り組み				
2 支援体制の機能強化と充実				
意見42	高齢者虐待非該当事 例の定期的な評価に ついて	高齢者虐待に該当しない事例でも、高齢者の権利が害されるおそれがある事例については、高齢者虐待事案に準じて、定期的に評価を行い、危険が消失するまで、管理していくことが必要と考える。	高齢者の権利が害される恐れがある事例について、定期的に評価し管理していく。	174
意見43	総合相談業務報告 シートの運用につ いて	総合相談業務報告シートにおいて、高齢者虐待に関する具体的な相談概要の記載を求める運用とすることが必要と考える。	虐待又は虐待が疑われる事案については、その都度、あんしんセンターから連絡を受け、相談・通報・届出受付票等を活用し、適切な相談対応に努めている。	174

指摘 10 件
意見 43 件
計 53 件